

表面

表面

<p style="text-align: center;">推進員番号第 事務組合整理番号第</p> <p style="text-align: right;">号 号</p> <p style="text-align: center;"><b>労働保険適正加入推進員証</b></p> <p style="text-align: center;">労働保険事務組合名</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p>上記の者は(一社)全国労働保険事務組合連合会 会長が委任した労働保険適正加入推進員である ことを証明します。</p> <p>労働保険適正加入推進員は、厚生労働省から業 務委託を受け、中小事業主への労働保険の適正加 入勧奨活動を行う。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>東京都千代田区五番町12番地3 五番町YSビル5階</p> <p>一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会会長</p> <p>この証明書の有効期限は、平成30年3月31日までです。</p>	<p style="text-align: center;">番号第</p> <p style="text-align: right;">号</p> <p style="text-align: center;"><b>労働保険適正加入推進員証明書</b></p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p>上記の者は、労働保険加入促進業務の委託を受け た下記に掲げる事業者が委任した労働保険適正加入 推進員であることを証明する。</p> <p>事業者名 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会</p> <p>平成 年 月 日発行</p> <p>東京都千代田区霞が関1-2-2</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長</p> <p>・本証明書は、平成30年3月31日まで有効です。 ・本証明書は、労働保険加入促進業務以外の目的には使用 できません。</p>
---	--

裏面

裏面

<p>本証明書を所持する労働保険適正加入推進員は、 労災保険法及び雇用保険法により、事業主に労働保険 (労災保険及び雇用保険)の加入勧奨活動を行います。</p> <p>(主な業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険制度の説明</li> <li>・事業主等に対する加入促進の趣旨・目的の説明</li> <li>・申請・届出等に対する事業主の義務等の説明</li> <li>・労働保険事務組合制度の説明</li> <li>・その他前各号に掲げる業務に付帯する業務</li> </ul> <p>労働保険適正加入推進員は、労働保険加入促進業 務に関して知り得た秘密を、厚生労働省の承認なしに 他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。</p>	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「競争の導入による公共サービス改革に関する 法律(平成18年法律第51号)」に基づき、労 働保険加入促進業務を民間事業者に委託してい ます。 民間事業者は、個人情報の保護に万全な体制を 講じております。 また、情報の目的外使用、漏洩等については、 法律により禁止されております。</li> <li>2 労働保険適正加入推進員は、この証明書を携帯 し、関係人にこれを提示しなければなりません。</li> <li>3 この証明書は、民間事業者から委任され、厚生 労働省に氏名登録された者に対して交付された 証明書であり、これを他人に貸与または譲渡する ことはできません。</li> <li>4 この証明書は、毀損もしくは紛失したとき又は 記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に 届け出なければなりません。</li> <li>5 この証明書は、新たな証明書の交付を受けたと き又は資格を失ったときは、直ちに発行者に返納 しなければなりません。</li> </ol> <p>(参 考)</p> <p>労働保険適正加入推進員は、厚生労働省から委託 を受けた労働保険加入促進業務のうち、戸別訪問等 により事業主等に対する労働保険の加入勧奨及び 制度の周知等を実施します。</p>
---	--